

要 望 書

全国市議会議長会は、平成25年度社会文教施策について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成24年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 関 谷 博
(下関市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委 員 長 古 川 隆 史
(柏市議会議長)

目 次

1. 地域医療施策	1
2. 保健衛生施策等	4
3. 医療保険制度	6
4. 介護保険制度	9
5. 少子化対策等	11
6. 雇用対策	13
7. 社会福祉施策	15
8. 環境保全施策	16
9. 文教施策	18

1. 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在をはじめとして、非常に厳しい状況下に置かれていることから、住民が安心して一次医療から三次医療まで必要な医療を持続的に受けられるよう、責任ある施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医師不足・偏在対策等について

- (1) 医師の絶対数を確保するため、医学部の更なる定員増を図ること。
- (2) 医師の地域偏在を是正するため、医学部入学定員における地域枠の更なる拡大を図ること。
- (3) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じること。
- (4) 都道府県の地域医療対策協議会の取組に対する支援を充実強化するとともに、都道府県域を越えた実効性のある緊急医師派遣制度を確立すること。
- (5) 医師の診療科の偏在を改善するため、診療科ごとにバラ

ンスのとれた医師育成方策の確立を図ること。また、医師不足が深刻な産科・小児科・外科・麻酔科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。

(6) 女性医師及び看護師が、出産・育児後も継続して勤務できるようにするため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。

(7) 医師の負担を軽減するため、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

2. 救急医療の確保・充実について

(1) 救急医療体制について、救急患者の受入不能という事態を防止することはもとより、その確保・充実を図ること。

(2) 周産期医療及び小児救急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制の充実強化のための財政措置を講じること。

(3) 軽度な症状でさえも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

3. 公立病院への財政措置について

- (1) 地域医療の中核を担う公立病院の経営基盤安定のため、特に過疎地、高度・特殊医療、産科、小児科、救急医療に対して、地方交付税措置等を拡充強化すること。
- (2) 公立病院における勤務医の確保のため、過重労働の解消等勤務環境の是正、勤務実態を踏まえた処遇改善等にかかる財政支援措置を講じること。

2. 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、良質な水道水の供給や食の安全確保、感染症対策、がん対策、自殺防止対策など保健衛生施策の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 新型インフルエンザ対策について

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立したところであるが、強毒性の新型インフルエンザの発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備に万全を期すこと。

2. ワクチン接種について

先般、予防接種制度の見直しについて第二次提言が行われたところであるが、子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児期のヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種については、予防接種法を改正し、定期接種として位置付けるとともに、接種費用については十分な財政措置を講じること。

また、定期接種として位置付けられるまでの間、ワクチン接種緊急促進事業を継続すること。

3. がん検診の推進について

- (1) がん検診の受診率向上のため、がん検診にかかる事業費について十分な財政措置を講じること。
- (2) 女性特有のがん検診推進事業については、その継続を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

4. 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進し、ゆるぎない食品安全体制を確立すること。

5. 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道事業への財政措置を充実すること。

特に、震災時における住民のライフライン確保のため、水道施設の耐震化に対する財政措置を拡充すること。

6. 自殺防止対策について

地方自治体をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、必要な財源を確保し、実効性ある施策を展開すること。

3. 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化社会の急速な進展に伴う医療費の増加等による給付費の増大により、極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置などの対策も求められる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医療制度改革について

(1) 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革を行うに当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担を生じないよう配慮すること。

- (2) 制度改正等に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を生じないよう十分な財政措置を講じること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 医療保険制度の一本化に至るまでの間、国民健康保険制度の安定的な運営のため、国の責任において財政基盤の強化を図った上で、その保険者を都道府県とし、市町村との適切な役割分担のもとに広域化を推進すること。
- (2) 国民健康保険の運営に支障を来さないよう国庫負担割合の更なる引上げを図ること。
- (3) 保険料（税）の統一的な減免制度を創設するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 児童や重度心身障がい者等への医療費助成などの地方単独事業に対して講じられる療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- (5) 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導に係る事業費等について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 低所得者層に対する保険料（税）軽減制度の拡充を図ること。
- (7) 被用者保険から市町村国保への被保険者資格喪失情報の届出を義務化すること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度については、低所得者に対する保険料負担を引き続き軽減するほか、運用の改善を図ること。

4. 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の急増等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。

こうした中、今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 介護サービス基盤整備について

介護サービスの基盤整備のため、特別養護老人ホーム等の施設整備に対する財政措置を拡充すること。

2. 人材の確保について

介護サービスを担う人材の確保・養成等を図るため、必要な施策及び財政措置を講じること。

3. 財政運営について

(1) 介護給付費国庫負担金は25%を確保し、調整交付金に

については国の負担金とは別枠として措置すること。

(2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。

4. 低所得者対策について

低所得者については、国の責任において、保険料及び利用料の軽減策をはじめとした財政措置の更なる充実を図ること。

5. 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 子ども・子育て施策について

- (1) 幼保一元化の推進のため、国の所管を一本化すること。
- (2) 地域の実情に応じた施策の展開ができるよう、地方自治体へ権限と財源を付与すること。

2. 子育て世代への支援について

- (1) 乳幼児医療費の無料化及び義務教育就学児医療費助成を国の制度として創設すること。
- (2) 子育て世帯に対する税制上の支援制度を充実すること。

3. 放課後児童対策について

放課後子どもプランの充実を図るとともに、各事業に対する財政措置を拡充すること。

4. 妊婦健診・不妊治療への財政措置について

(1) 妊婦健康診査に要する費用に対する財政措置については、恒久的制度とすること。

(2) 不妊治療に対する助成制度の更なる拡充を図ること。

6. 雇用対策

我が国の雇用情勢は、景気の停滞などの影響から、4%を超える完全失業率、1倍を切る有効求人倍率、非正規雇用の増加など依然として厳しい状況にあるため、地域の実情に応じた一層の雇用対策の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地域雇用対策について

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2. 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

3. 協同組合法の制定について

若年者、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や、地域における起業に資する協同出資・協同経営で働く協同組合法を速やかに制定すること。

7. 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障がい者施策、生活保護施策及び年金制度といった社会福祉施策に対する適切な支援と対応が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 障がい者施策について

障害者総合支援法の施行に当たっては、施策の詳細を早期に提示し、地方自治体との協議等を行い、所要の財政措置を講じること。

2. 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国庫負担率を引き上げるとともに、級地区分を地域の実情に即して見直すこと。

3. 年金制度の運用について

年金記録漏れ、入力ミス等については、正しい年金記録に基づき、適切な給付が行われるよう早急に問題を解決すること。また、未加入・未納者の解消を図るため、各種対策を一層強化すること。

8. 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、各種リサイクル制度などの各種施策が推進されている。

各種施策の実務を担う地方自治体の果たす役割は大きく、その円滑な運営には、種々の施策の改善が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策について

温室効果ガスの削減のため、再生可能エネルギーの導入等について、財政措置をはじめとする支援体制を強化すること。

2. 廃棄物処理対策について

- (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政措置を講じること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。

また、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入促進等により廃棄物の発生抑制を図ること。

4. 家電リサイクル制度について

不法投棄家電製品のリサイクル費用等については、地方自治体の負担となることがないように対策を講じること。

また、家電の不法投棄を未然に防止するため、リサイクル費用の前払い制の実施などを視野に入れ、実効性ある施策を講じること。

5. 海岸漂着物対策について

海岸漂着物の処理を行う地方自治体の要する経費については、引き続き財政措置を講じること。

6. アスベスト対策について

建築物等の解体時等における飛散予防の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関などの公共施設のアスベスト対策については、所要の財政措置を講じること。

7. 皮革排水処理施設について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

9. 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 教育予算について

学校施設整備費のほか、確実に教育を受けることができるよう就学援助・奨学金などを含む総教育予算の拡充を図ること。

2. 少人数教育の実現について

地域や学校の実情に応じた少人数教育を更に推進するとともに、教職員定数の適正配置など所要の予算措置を講じること。

3. 特別支援教育について

特別支援教育の実施については、必要な教職員、支援員等

の確保や研修など施策を更に充実し、十分な財政措置を講じること。

4. 公立小中学校施設の耐震化について

耐震補強事業や改築事業に対する国庫補助率の更なる引上げを行うとともに、照明器具や天井など非構造部材の耐震化に対する財政措置の拡充強化を図ること。

5. 放射性物質モニタリングについて

現在実施している海域及び水環境のモニタリングについて、対象海域及び水域を拡大し、定期的かつ継続的な実施を図ること。